

秋田県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成31年3月22日

秋田県知事 佐竹敬久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区間		敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	旧	鷹巣川井堂川線	A	北秋田市脇神字上からむし岱86番 から字からむし岱89番18まで	22.10～95.70	0.180
	新		A	〃	22.10～95.70	0.180
			B	〃	42.60～104.70	0.210

2 供用開始の期日 平成31年3月25日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田市鷹巣字東中岱76番地1 秋田県北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成31年3月22日から同年4月5日まで（日曜日及び土曜日を除く。）